

## パブリックコメントでいただいた主なご意見と県の対応方針

- 1 テーマ 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正
- 2 実施期間 平成19年9月10日～10月10日
- 3 応募意見数 65件（応募数36人・団体）

いただいた御意見	県の対応方針
<b>1 深夜における青少年の営業施設への入場制限</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ファミリーレストランだが、18歳未満の未成年者の22時以降の入店は断っている。20歳以上の同伴があっても保護者でない限り入店を断っている。</li> <li>○ 「深夜における遊び」がいわゆる「夜の世界」（飲酒・喫煙、援助交際、覚せい剤など何でもありの世界）への入口になり得るという危険性についてもっと敏感になるべきだ。深夜営業施設の「個室」は酒あり、タバコありという環境になりやすく、そのような環境は、夜の世界への導きに拍車をかける背景だ。そのような危険な環境から子どもたちを守るために、なし得ることは最大限に進めるべきだ。「努力義務」だけでお茶を濁すことでは、根本的に変えることはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会全体が自主的に取組をすれば、法令で規定することは必要ありません。そのような社会を実現するためにも、今後も青少年を健全に育成するための自主的な取組をお願いします。</li> <li>○ 個室形態の営業については、深夜に青少年を入場させることを禁止する規定を検討しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「深夜」を午後11時から午後10時に変更できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本条例上の深夜の時間の定義は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による、いわゆる「深夜営業」との均衡を考慮したものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表示義務だけではなく、身分証明書確認義務も新設すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身分証明書の確認のみならず、当該施設の営業者等は、立ち入りろうとする者が、明らかに18歳以上であると認められる場合を除いて、相手が青少年であるか否かについて相当の注意を払う義務があります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察と少年警察補導員だけに立ち入り権限を与える、行政側かその委託者にも立ち入り権限を与え、併せて警告権限を与えてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元々知事が知事部局の職員を立入調査員と指定することができるのですが、これに加え、当該深夜営業施設を対象として、警察官及び少年警察補導員を立入調査員として指定することができるよう規定するものです。</li> <li>○ 立入調査は、規定を適正かつ効果的に運用するために行う行政上の事務調査であり、違反を前提とした犯罪捜査ではありませんから、警告権限の規定は必要ありません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違反に対し、罰金刑だけでは、抑止能力は担保できないのでは。常習規定を設け、懲役刑を付加してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 罰則は、条例の実効性を担保する手段ですが、その反面、対象となる方に対し義務の履行を強制する厳しい規定です。そのため、本条例上の他の違反行為の処罰の均衡を考慮して適用する必要があります。また、懲役刑の必要性の判断は、改正条例施行後の検証に委ねる必要があります。</li> </ul>

## 2 不健全な勧誘行為の規制

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| ○ 金銭の罰則ではまた行われる。営業取消にしなければどうにもならない。 | ○ 罰則は、条例の実効性を担保する手段ですが、その反面、対象となる方に対し義務の履行を強制する厳しい規定です。そのため、本条例上の他の違反行為の処罰の均衡を考慮して適用する必要があります。また、対象とする営業者の営業形態は、風適化法上の規定に基づくものであり、本条例は風適化法で委任された条例ではないので、営業に関し規定することはできません。 |
|-------------------------------------|---|

## 3 インターネット利用環境の整備

- |  |  |
|--|--|
| ○ フィルタリングは50万円の罰金とあるが、なぜ、努力義務ではいけないのか。他県と同じ努力義務とすべき。情報が有害だと誰が判断するのか。<br>○ フィルタリングで排除する情報はどのようなものを想定しているのか。   | ○ 青少年の閲覧、視聴を防止すべき情報を有害情報と位置付け、フィルタリングで排除すべき有害情報として、 <ul style="list-style-type: none"><li>・青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</li><li>・青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</li><li>・青少年の自殺を積極的に奨励し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</li></ul> を検討しています。<br>保護者、学校の関係者、各事業者などそれぞれの立場で、青少年に有害情報を閲覧、視聴させないようにする規定を検討しています。<br>○ インターネットカフェにフィルタリング活用の努力義務を規定している他県の調査では、努力義務を履行しているのは僅か3～4割程度という調査結果もあり、努力義務では目的が達成できないおそれが強いと考えられます。<br>なお、現在検討している罰則を伴う義務化は、フィルタリングの活用義務について、履行されなければ罰則適用という直接罰則ではありません。義務が履行されない場合、まず、知事が改善計画を提出するよう命じ、提出された計画が一定の期限内に履行されない場合、初めて罰則が適用となる間接罰則を検討しています。 |
| ○ 携帯電話やパソコンなどは大変便利で、将来に必要不可欠なツールだが、どんどん便利になるツールに規制等が追いつかない「ラグ」が生じている。携帯電話などを子どもに与えている保護者が多いことは事実であり、「ラグ」を少なくすべき規制等の整備はありがたい。<br>○ 携帯電話、インターネットで知りたい、見たい情報が集められる時代に突入し、まさに情報氾濫の乱世。罰則強化と法の目を潜り悪徳情報を発信する個人、業者の摘発一掃が健全化の最重要課題。 | ○ 条例で規制するだけでは青少年の健全な育成環境を守ることはできません。県民総ぐるみで取り組んでいく必要があります。   |

<p>○ メールによる恐喝、集団いじめ、ネットによる誹謗中傷など、子どもたちを巡るメディア環境は極めて深刻な状況で、急を要する重要課題である。情報メディアの問題点や危険性について、大人がしっかりと議論をすることなく、それらの普及を野放しにしてきたことが決定的な背景だ。「携帯インターネット」という極めて強力なメディアを与えながら、子どもたちに好き勝手に使わせた結果、生まれている実態について保護者も県民も認識を共有すること、それに対する学校ぐるみ、地域ぐるみの対応を具体化していくことが必要だ。本改正は、適切にして有効な対応だと言える。</p> <p>○ インターネット、携帯端末の利用環境の正常化は賛成です。</p>	
<p>○ 全て罰則がある義務にして欲しい。</p>	<p>○ 罰則を担保とした義務化は限定すべきだと考えています。そもそも保護者や青少年の育成に携わる関係者などは、条例で規制すべき内容より、もっと崇高的な責務を負っているからです。</p>
<p>○ フィルタリングの義務について、公共団体と営業者だけに規定があり、機器の販売業者やNPOなど民間団体やサークルなど一般に利用できるようにする場合などが規定されていないように思うので、こうした場合も含め規定しておくべき。</p>	<p>○ 骨子の公表に当たり、主体が県民の皆様に分かりやすいようにと御指摘のように例示したものでです。「一般の利用に供する」とは「不特定に提供すること」を指し、例示の公共団体と営業者に限定するものではありません。</p>
<p>○ こんな規制は必要ない。小学校高学年頃から、きちんと判断能力を持って行動している子もいる。自分の判断で有害サイト等にアクセスしているのだから、結果的に犯罪に巻き込まれても仕方がない。子どもの保護は、親が責任をもってすること。</p> <p>○ フィルタリング機能の活用について、保護者は努力義務となっているが、家庭の監視が重要であり、保護者も義務化（罰則なし）すべきだ。</p>	<p>○ 青少年の有害情報に関する適切な判断能力の育成及びフィルタリング機能の活用について、保護者の努力義務の規定を検討しているところですが、保護者は、そもそも条例で規定する以上の崇高的な責務を負っています。</p> <p>○ 心身ともに成長途上の青少年が、犯罪に巻き込まれないように環境を整えることは社会全体の当然の使命です。</p>
<p>○ 学校の関係者など青少年育成に携わる方に対する義務は削除すべきである。フィルタリングは保護者の責任であり、学校の関係者の義務ではない。</p>	<p>○ 青少年の健全な育成環境を形成するために、県民それぞれの立場での役割と責任があると考えます。したがいまして、保護者の役割と責任は重大ですし、学校の関係者もその中核的な役割と責任を負っているものと考えています。</p> <p>なお、子どもたち自身が所有する携帯電話などについては、御指摘のとおり、保護者の責任ですから、これらのものは除いて検討しています。</p>
<p>○ フィルタリング機能の販売業者の義務、責任は厳しくして欲しい、あらゆる手段で子どもたちを守らなければならぬ。</p>	<p>○ 携帯電話機販売事業者には、青少年に対し、フィルタリングに係る情報その他必要な情報の提供及びフィルタリング機能が有効な状態での販売について努力義務を規定するよう検討しています。携帯</p>

- 「フィルタリング機能を付加した携帯電話機」という表現では、電話機自体に電池のような付属品を取り付けるように解釈できるので表現をよく考えて欲しい。
  - 携帯電話販売事業者に対する努力義務は、「フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供」する努力義務に留めるべき。
  - 販売事業者などの努力義務は、義務とすべき。違反したときは、今後、販売などできないようにして欲しい。
  - 日常普通と見られる子どもたちの中でも、インターネットからのトラブルが増加している現状を重く受け止め、トラブルのみならず、重大な事件につながる危険性を含んでいることをしっかり熟知すれば、努力義務という生ぬるいことではなく、義務づけが必要だと見えてくるはず。
- 電話機販売事業者は、フィルタリングサービスの定着に向け業界を挙げて取り組んでいることから、努力義務として検討しているところで、販売できない措置は考えていません。業界を挙げての自主的な取組に委ねることも一つの考え方である一方で、サービスを受けない保護者も少なからずあるとの実態もあり、保護者にもフィルタリングサービスを受けることが当然だという認識を持っていただき、健全なインターネット利用環境の形成を目指すために、敢えて努力義務を検討しているものです。また、「フィルタリング機能が有効な状態」とは、フィルタリングソフトの活用（事業者のアクセス制限サービスを含む。）のほか、携帯電話機自体のセキュリティ機能を利用し、インターネットはメールのみ利用可能でサイトへはアクセスができない状態にすることなども含みます。

#### 4 販売等の自主規制対象となる図書類の追加

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出版物やその表現内容を包括的に捉え、表現の自由の規制を行えば、政治や行政はもとより一執行官の判断で無制限に規制の範囲が広がる可能性がある。今からでも遅くないので、包括指定を正してから個別に指定すべき。今度は尊属殺人の図書を指定するのか。誰が考えても滑稽だ。</li> <li>○ 自殺を積極的に奨励する書籍や自殺サイトなどの情報とは、具体的にどのような図書、表現方法が規制の対象となるか明示する必要あり。漫然とした不明確な規制ではその範囲が権力の都合で無制限に拡大されるおそれがあり、明文化することはやめて欲しい。</li> <li>○ 表現の自由を規制しようとする場合、対象範囲は必要最小限に限定された上、法文上、明確に定義されなければならないという明確性の原則がある。不明確な規定によって規制を行えば、規制の範囲が権力の都合で無制限に拡大されるおそれがある。表現の自由、人間の精神活動を社会環境の一つとして捉え、環境の浄化という視点から規制するという基本思想は恐ろしい。全国でどれほど条例化されていても、鳥取県は独自のスタンスを取り、条例の明文化は極力避けて欲しい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年の健全な成長を阻害するそれがあると認められる有害図書類の指定は、憲法で保障された表現の自由や知る権利と深く関わるため、その指定に当たっては慎重であるべきことは当然です。そのため、個別指定制度によることが理想的ですが、包括指定制度についても、条例及び規則で定める基準に該当するものに限定し、効果的に有害図書類から青少年を保護しようとするものです。</li> <li>○ 自殺を積極的に奨励する書籍や自殺サイトなどの情報を有害図書類として指定することは考えていません。図書類の販売等に当たって、自主的に取り組んでいただくよう協力を求めるものです。</li> </ul> |
|---|--|

#### 5 団体指定方法

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対人的なコミュニケーションが下手で表情が読み取れない子どもが多く、遊びの習慣で気付いたことがある。特にゲームで遊ぶ子どもは、動くものをとらえたり、反射的な動きができない。小学3年から5年という年代で特にその影響は大きく非常に有害だ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御指摘のように、テレビゲームなどが子どもの脳に与える有害性が多く聞かれるところであり、ゲームソフトの中でも特に青少年の粗暴性、残虐性を誘発、助長し、健全な成長を阻害するおそれのあるものについて、個別に審査し、有害指定することが非常に困難である現状から、これを効果的に有害図書類として指定し、青少年に利用させないようにするために、団体指定方法を検討しています。</li> </ul> |
|--|---|

## 6 保護者の責務

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保護者だけではなく、地域のコミュニティに防犯協議会との協働を検討してはどうか。</li><li>○ 石川県の「小学生は携帯電話を持たない」といった具体的に示す目標があるとよい。</li><li>○ 青少年の深夜における問題行動など生活習慣について、保護者の理性ある規律と子どもに対する指導を強く求めたい。</li><li>○ 保護者の責務を罰則で担保することはいけないが、子どもの生活行動に直結するべきものだから、内申書に反映するとか何か担保すべきものはないか。</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 現条例第5条の県民の責務の規定に含まれる内容です。また、新たに県が、防犯協議会を含め、県民と協働して施策を実施する規定を検討しています。</li><li>○ 御指摘のように目標を具体的に示すことは重要なことですが、逆に履行すべき義務が限定されてしまうことから、個々の目標は県民運動として推進していただくようお願いします。</li><li>○ 保護者は、子どもの成長を暖かく見守り、健全に育てる使命と責任があることは当然です。その使命と責任は条例等で規定する内容よりもっと崇高なものであることは言うまでもなく、条例で責務の履行を担保すべきではないと考えます。</li></ul> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 保護者の責務は大切なことだが、子ども達を教育できない保護者が増えている。昔も今も子どもの本質は変わっておらず、大人がしっかりしていれば、犯罪なども減少するものだから、親を教育する場こそ大事である。</li><li>○ 保護者の責務について、努力義務を明文化することは賛成だが、併せて、成人が規則、ルール、マナーを尊重する意識の向上についても再教育する必要がある。</li><li>○ 店の中で走り回っている子どもに親が無関心で、注意するのは従業員である。何でも学校、地域、公共施設などに責任をなすりつける親が多すぎる。親自身の改善が一番必要だ。</li><li>○ 現状は、保護者が責任を放棄しており、行政や警察が、保護者に対し厳しく指導すべき。中学生や高校生に携帯電話を持たせたり、短いスカートで通学させたりすることは、特に厳しく指導すべき。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 青少年の健全育成上、最も重要な環境である家庭教育において、保護者が、その責任と役割を果たすことが益々必要となっています。<br/>保護者を含め、青少年を指導する立場にある大人自身がルールやマナーを守ることは当然ですが、本条例で規定するものではないと考えています。御指摘のように責任を放棄している保護者、ルールやマナーを知らない人が多いという声を聞くところで、青少年育成鳥取県民会議では「大人が変われば、子どもが変わる」というキャッチフレーズで、青少年の健全育成に向けた環境づくりに取り組んでいます。</li></ul>                              |

## 7 その他

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 街頭や駅などの地べた座りや自転車に乗っての携帯電話の使用等若者らしいマナーを学校、家庭で指導する必要がある。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 御指摘のように、若者のモラルの低下を指摘する声が多く聞かれる状況にあります。規範意識は社会における具体的な活動と結びつき、社会生活を営む上で重要であることは言うまでもありません。規範意識の醸成のためには、家庭、学校での指導がとりわけ重要ですが、規範意識が自然と育まれる社会環境を形成するために、平素から県民運動として展開していくことが何より大切であると考えます。</li></ul> |
|--|---|

○ 地元にあるツーショットダイヤル（メル友）カード販売店の撤去のため、有効な手段がないものか。	○ 御指摘の販売店を調査した結果、風適化法に基づき届出がなされている店舗です。小学校に近く青少年への悪影響が懸念されることなどを店舗設置者や地権者へ粘り強く訴えることが必要です。
○ 高校に行きたがらない子どもを無理矢理通学させることは悪を生む素地を養成していると思われる所以検討すべき。	○ 本条例によるのではなく、個別に検討すべきケースだと考えられます。

## 8 全体

○ 子どもに対する親のしつけも極めて不十分であり、地域の教育力も低下している現状においては、罰則を新設、あるいは、重くすることは、青少年を取り巻く環境を浄化することにつながる。特に違反する業者等に対しては、氏名等を公開し、公共の場において違反した理由を証明させることが効果的である。	○ 現状を打破し、一定水準の環境を構築するためには、御指摘のように罰則の強化など一定の厳しさが必要な場合も少なくありません。しかし、罰則を強化するだけではいけません。罰則の強化や新設は規定の効果を高める一手段に過ぎず、条例を最低限のルールとして、青少年の健全な育成環境の構築に向け、県民総ぐるみで取り組んでいく必要があります。
○ 罰則を強化したり、新設することは最善の方法とは言えないが、実態や現状では、青少年を保護する立場から必要。形式的なことで改正しても無意味、理屈より実行を優先すべき。違反をしたり、努力義務を怠る業者については、指導して効果がないときは営業停止にするなどの厳しさが必要。	
○ 青少年を取り巻く社会環境は私達の想像を遙かに超えるスピードで多様化、悪質化している。有害図書の自動販売機追放運動のときのように、粘り強く、皆が協力し取り組むことでよい結果を出せると信じている。一日も早く条例の改正を望んでいる。	○ 条例は、必要な環境をつくるための最低限のルールに過ぎません。今後も青少年を健全に育成する環境づくりのための県民運動を盛り上げる必要がありますので、御協力をお願いします。
○ 今回の一部改正は、一々もつともに思う。	
○ 業者に対する規制強化は当然だが、子どもたちへのペナルティー強化も必要。善良なる子育ての責任を法で促さなければならぬ悲しい現状。善行者の子どもには褒める制度を強化すべき。	○ 本条例は、青少年の健全な成長に寄与することを目的としており、青少年を取り締まるものではありません。青少年の行為については、この条例に基づき処罰するのではなく、必要に応じて、保護、指導することが必要です。一方、善行については、御指摘のとおり、褒めることも大切なことでありますが、条例で規定する場合、その対象が非常に限定されることが想定されます。それぞれの立場、役割の中で行っていただきますようお願いします。
○ 骨子に提示されていることが実現できるよう地域社会全体で推進する必要がある。	○ 御指摘のように、条例を最低限のルールとして、青少年の健全な育成環境の構築に向け、県民総ぐるみで取り組んでいく必要があります。また、県民との協働について規定することを検討しています。
○ 条例で規制するだけでなく、県民皆で取り組んでいくこと、そして、大きい愛で正しく教導しようとすることが大切。	

	<p>○ 有害図書と認定された有害図書を収納した自動販売機は、撤去できるようにすべき。</p>
	<p>○ 現条例で既に規定しています。有害図書類の自動販売機への収納禁止規定があり、これに違反すれば、罰則、並びに自動販売機内の有害図書類の除去、自動販売機による営業停止、自動販売機の撤去と段階に応じた知事の命令権を規定しています。</p>
	<p>○ 「子は親の背を見て育つ」の格言がある。「親を敬い」「社会に貢献する」ことは悠久の原理。しかし、現世は「世のため人のため」でなく、「己さえよければ」という姿を子に見せている。親も教師も尊厳教育の重要性を再認識し、国も県も尊厳教育に力点を置くべき。</p>
	<p>○ 自立、共生、共同、協調の精神の涵養への身近な道標であるボーイスカウトなど自己研鑽を高める活動を地域社会と一緒に支援すべき。</p>
	<p>○ 基本的には賛成。しかし、条例改正も大切ですが、保護者、地域の方々に研修を行う、徹底的なPR活動をするなど、保護者、地域住民の意識改革、道徳心が身に付くような政策を考えていきたい。</p>
	<p>○ 徳育の重要性は言うまでもありません。また、本条例は、青少年及び県民の自主的な活動を尊重し、これを助長することを基本としています。</p>
	<p>○ たばこの自動販売機は、たばこの広告塔であり、未成年者に薬物を誘惑する機能がある。学校から一定の距離及び通学路に面した自動販売機を撤去(あるいは屋内に移動)するよう条例に盛り込んで欲しい。</p>
	<p>○ たばこの自動販売機は、国の法律(たばこ事業法)と法律に基づく規則・指針等により販売が許可されているため、県の条例で撤去することは難しいと考えます。</p>
	<p>○ 改正には賛成。しかし、条例が厳正に守られることが必要であり、放任されているものはないのか規則とともにその運用についても議論すべき。</p>
	<p>○ 御指摘のとおり、条例の厳正な運用は大切なことであり、条例の規定内容や実施状況を検討し、必要な措置を講じる旨の見直し規定を盛り込むことを検討しています。</p>

※ いただいた御意見の中で、同内容のものは重複するため、掲載しておりません。